

ほっかいどうしょう しゃじょうれいちいき いちぶかいせいそあん いけんぼしゅうけつか
 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正素案についての意見募集結果

へいせい ねん がつ にち
 平成30年9月28日

ほっかいどうしょう しゃじょうれいちいき いちぶかいせいそあん どうみんいけんていしゅつてつづき
 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正素案について、道民意見提出手続
 により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人 1団体から、延べ16件のご意見が寄
 せられました。

いけん ようし およ いけん たい どう かんが かつ つぎ
 ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>【ガイドライン全般】 「地域の協議会」と記載されているが、市町村が設置している自立支援協議会のことなのか、なんの協議会を指しているのでしょうか。それぞれの項目で同じものを「地域の協議会」としているのか、項目ごとに異なるのかもわかりにくいので、わかりやすい表現への修正を希望します。</p>	<p>北海道障がい者条例において「地域の協議会」は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）とされています。 また、国の指針においては、上記協議会については、地域の実情に応じて関係者や有識者などで構成されるものとされています。 これらを踏まえて、本ガイドラインにおいては、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る場として既存の資源・仕組みを活用したのも地域の協議会としています。</p>
<p>【ガイドライン全般】 「協議」と「検討」の言葉が多く、具体性の欠ける目標と指針ばかりで、実効性に疑問が多い。住居への入居の際の保証人が、見つけられない為や、地域での受け入れ体制が整わない為による、社会的入院が、未だに多く残っている事から、保証人の斡旋を援助し、社会的入院の解消を2020年度までに達成させる、具体的な数値目標を定めるべきである。</p>	<p>地域づくりガイドラインは障がいのある人にとって暮らしやすい地域づくりを進めるために市町村が行うことが望ましいことを定めたものです。 機能の有無について、数値目標を定めていくのではなく、「めざす姿」を1つの目標としながら、「我がまち」の「めざす姿」を定め、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスを市町村においてつくり上げていただくことを目的としています。社会的入院の解消については、引き続き検討しなければならぬ課題であることから、頂いた</p>

B

	<p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>【ガイドライン全般】 「障害福祉」という言葉は、「障害福祉」と表記した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>北海道では、「障害」の表記を次のとおり取り扱うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひらがな表記とします。 ・法令や固有名称などの表記は、従前どおりとします。 <p>表記について議論を深めていくことは、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、道民の意識醸成にもつながっていくことから、頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>【I 相談支援体制の確保全般】 障害者だからと言って、判断能力がない、と安易に帰結されてしまう環境が問題と考えます。 障害者の中で、一時的に症状が悪化して、判断能力が低下した場合には、利用可能な福祉施設を提供するだけで良く、本人の意思とは関係なしに、保健所や司法機関が介入すべきではありません。 障害者への権利侵害にたいしては「法務局などの相談窓口も有る」、との助言に留めるべきではないのでしょうか。</p>	<p>権利擁護の相談窓口としては、法務局のほか、市町村の協議会や振興局の「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」などがあります。</p> <p>ご意見のとおり、本人の意思が尊重された上で制度が運用されるよう、地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みが必要です。</p> <p>そのため、判断能力が十分でない方が不利益を被ることがないようにそれぞれの地域において支援体制を構築する必要があり、頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>【I 相談支援体制の確保（1-③）】 「ニーズの集まる機能を持った場が地域の中にある。」と記載されているが、「場」がイメージできないため、具体的なイメージが描ける事例や表現の変更等の修正を希望します。</p>	<p>項目Iは、相談者のニーズをしっかりと受け止める相談窓口の確保や連携に関すること、相談者が安心感を持てる相談窓口の機能に関すること及び相談者のニーズに添った支援につなげるため、相談者の自己決定を基本とし</p>	

例文「障害の有無に関わらず、誰もがともた支援に関すること、この3つの目指す姿をもった相談支援体制を、官民が一体となつて地域の中に構築することの重要性を記載しているものです。その形は様々で、地域の実情に応じて検討することが大切です。町内会活動や地域活動については、項目IIと項目IVにおいて、記載しています。頂いたご意見については、主旨が同様であると考へます。」

B

【I 相談支援体制の確保（1-④）】
「意思及び選考の推定、最後の手段としての最善の利益」と記載されているが、表現が難しく理解できないことから、表現の修正を希望します。
例文「意思や希望を推定して、本人の最大限の利益を守ることができるための仕組みづくりを進める。」

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。
→「障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び選好の推定が、本人にとって最善の利益となるよう検討している。」

A

【I 相談支援体制の確保（1-⑤）】
成年後見人が、障害者の財産である銀行預金を着服する被害が後を絶たないので、安易な成年後見制度への丸投げは、慎むべきである。着服が無いが、定期的にチェックできる体制を整えるのが先ではないでしょうか。

地域づくりガイドラインは障がいのある人にとって暮らしやすい地域づくりを進めるために市町村が行うことが望ましいことを定めたものです。
不正防止についても、「成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の利用を推進していくにあたり、重要な取組とされています。
頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

C

【Ⅱ ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）】
「地域の協議会」の構成が不明瞭である。
「地域の協議会」に警察OBなどの治安機関出身者が加わっていた場合、障害者が地域社会に慣れ親しむのは困難と成るので、「地域の協議会に、警察等の治安機関出身者は入れない」の項目を明記すべきである。
また同様に、町内会の役員に、警察出身者が加わっていた場合、障害者は監視されるのを嫌い、町内会と関わるのを避ける様になるので、警察出身者は町内会の役員を辞退する様、道の広報などで呼びかけるべきである。

地域づくりガイドラインは障がいのある人にとって暮らしやすい地域づくりを進めるために市町村が行うことが望ましいことを定めたものです。
「地域の協議会」については、地域の实情に
応じて関係者や有識者などで構成されるものとされています。
頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

C

【Ⅳ 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）1-④】
「障害者の尊厳を重んじ、共生社会の実現をめざすため、障害の有無によって分け隔てず」という表現を冒頭に追記した方がわかりやすいと考えます。

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。
→ 「共生社会の実現をめざして差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や地域の関係団体、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら地域の住民理解が促進されるような機会をつくっている。」

A

【Ⅳ 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）1-④】
「合理的配慮」という言葉は、安易な即断に向かい易いので、生活保証の提供と確保、の表現に改めるべきである。

「合理的配慮」という言葉は、法律や国の指針等様々な場面で使われており、今後合理的配慮の具体的な事例と合わせてあらゆる機会を通じて周知していく必要があると考えています。
頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

C

【IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）1-⑤】

「インクルージョン（包容）」の表記がわかりにくいので、外来語は使用しないか、次のように修正してはどうでしょうか。

「誰も排除されないインクルージョン（包容）」あるいは、「障がい児が、地域の保育、教育等の支援を受け、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、全ての児童が共に生活し学び合い、成長できるよう地域社会への参加や、インクルージョン（包容）及びインクルーシブ教育を推進している。」

(他2件)

A

【IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）1-⑤】

「インクルージョン」という言葉を、「障がい児が可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められることから、障がい児が地域社会へ参加することや、社会の一員として包容する取組みを推進することとしているものです。」

ご意見のあった「障がい児の軽い児童は、本人の意思を優先し、出来る限り、普通学級に通学させる、との表現に変えるべき。」という

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

→ 「地域の保育、教育等の支援体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の一員として包み支え合うインクルージョン（包容）を推進している。」

障がい児が可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められることから、障がい児が地域社会へ参加することや、社会の一員として包容する取組みを推進することとしているものです。

ご意見のあった「障がい児の軽い児童は、本人の意思を優先し、出来る限り、普通学級に通学させる、との表現に変えるべき。」ということも含み、障がいのある子もない子も共に活動できる取組みを目指したものです。

B

【IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）2-②】

協力体制について「コンビニ、新聞販売所等」と記載があるが、現実の対応体制では、ライフライン（水道、ガス、電気）やごみ収

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

→ 「障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などの

<p>集等に関する業者については、集金、滞納 対応、収集等での訪問等の対応が可能であ ることから、こうした分野の加筆を希望しま す。 併せて、他の自治体の対応体制を参考に実 効性のある取り組みの推進を期待します。</p>	<p>ほか、コンビニ、新聞販売所、水道、ガ ス、電気等の事業者との協力体制や警 察、消防などとの緊急時の連携体制が 構築できている。」</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>【V 障がい者の就労支援】 障害者が働き易い、ワークシェアリング と在宅勤務、有償のボランティア制度の導 入を、地域の場に於いて、積極的に拡大す べきである。</p>	<p>地域づくりガイドラインは障がいのある 人にとって暮らしやすい地域づくりを進める ために市町村が行うことが望ましいことを 定めたものです。 障がいのある方が、地域で生き生きと暮ら すためには、就労の確保が欠かせないことか ら、頂いたご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課
 制度グループ
 電話 011-231-4111 内線25-724